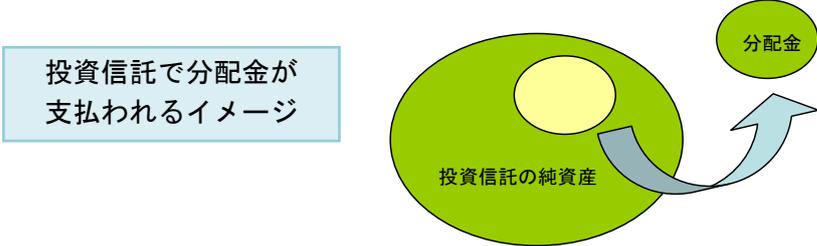


毎月分配型投資信託の収益分配金に関するご説明

■投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



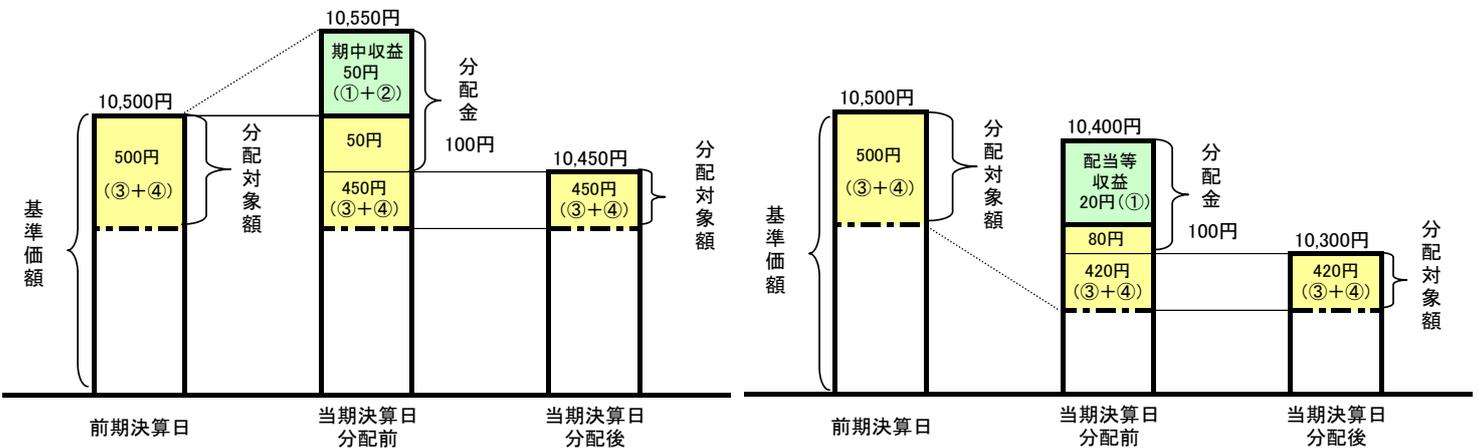
投資信託で分配金が支払われるイメージ

■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

・ケースA 前期決算から基準価額が上昇した場合

・ケースB 前期決算から基準価額が下落した場合

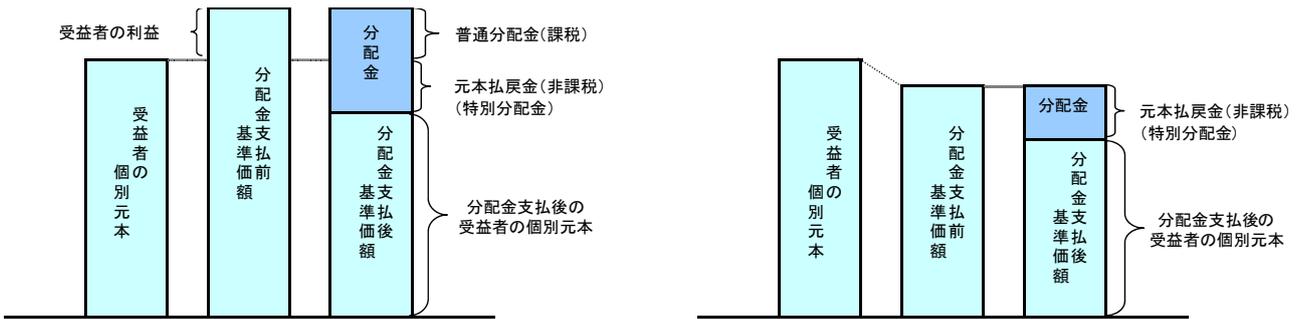


分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

■受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

- ◇普通分配金・・・分配金支払後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
- ◇元本払戻金・・・分配金支払後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金となります。元本払戻金を受取った受益者の個別元本は、元本払戻金の額だけ減少します。



(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
 ※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆するものではありませんのでご注意ください。